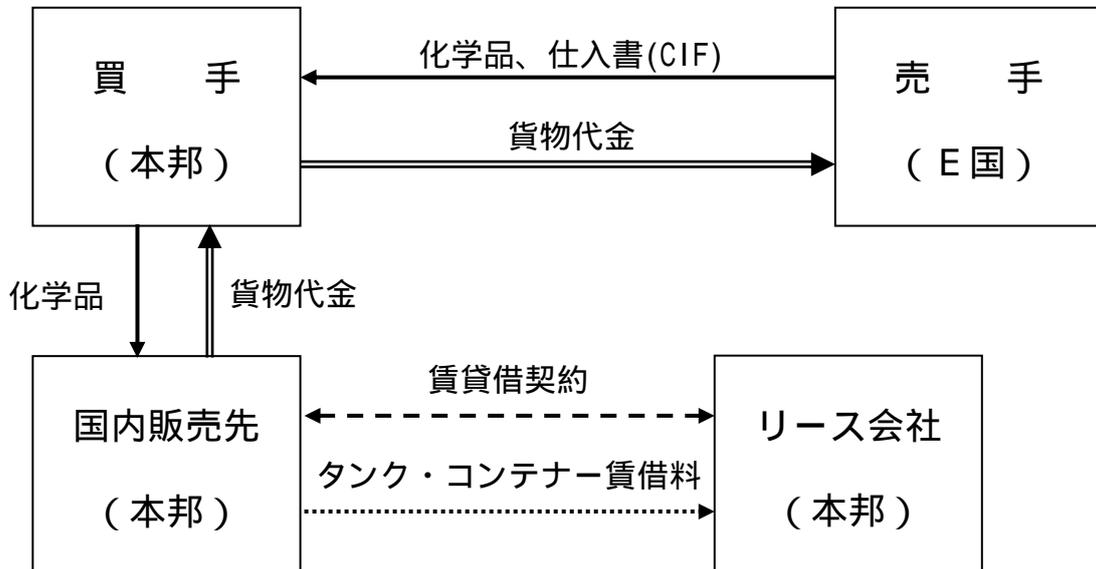


19. 国内販売先が負担するタンク・コンテナの賃借料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCIF条件で化学品を購入（輸入）します。

当社は、この輸入貨物を輸入後、国内販売先に転売します。

この輸入貨物の輸入にあたって、国内販売先が賃借しているタンク・コンテナのスケジュールに空きが生じていることから、当社が国内販売先に要請し、このタンク・コンテナを利用することとなりました。なお、次回以降の輸入において、このタンク・コンテナを利用することはありません。

また、タンク・コンテナの賃借料は、国内販売先がその全額をリース会社に支払いますので、当社による支払いはありません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、国内販売先が支払うタンク・コンテナの賃借料を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において国内販売先がリース会社に支払うタンク・コンテナの賃借料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」の一部として現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物の運送に使用されるコンテナの賃借料も含まれることとされています。

また、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃は、買手により負担され

るものであるか否かを問わず、現実支払価格に含まれていない限度において、当該現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において、タンク・コンテナの賃借料は、国内販売先が負担することとされていますので、現実支払価格には含まれていないこととなります。

したがって、国内販売先が負担するタンク・コンテナの賃借料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」の一部として現実支払価格に加算する必要があります。

なお、上記輸入港までの運賃に含まれるタンク・コンテナ賃借料の額は、輸入港到着日（入港日を含む。）までの期間に対応する額によることとなり、輸入港到着日の翌日以降の期間に対応する額は含まれません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ(ハ)、(6)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）